

東村山市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成29年8月29日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市手数料条例の一部を改正する条例

東村山市手数料条例（平成12年東村山市条例第3号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 個人番号カードを使用した多機能端末機による証明書等の交付に関し、手数料を免除しないこととするため、本案を提出するものであります。

東村山市手数料条例の一部を改正する条例

東村山市手数料条例（平成12年東村山市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）を用いた多機能端末機（東村山市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）による請求については、この限りでない。

別表6の項中「社会保障・税番号制度に基づく」を削り、同表7の項中「社会保障・税番号制度に基づく通知カード」を「通知カード（番号法第7条第1項に規定する通知カードをいう。）」に改める。

附 則

この条例は、平成30年2月1日から施行する。

東村山市手数料条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(免除等)

第6条 手数料は、次の各号のいずれかに該当するときは、申請者からの申出により免除することができる。ただし、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）を用いた多機能端末機（東村山市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）による請求については、この限りでない。

- (1) 国又は他の地方公共団体から公用又は公共用に使用するため請求があったとき。
- (2) 東村山市民から公費の援助又は扶助を受けるための必要により請求があったとき。
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受ける者から請求があったとき。
- (4) 規則で定める法令の規定により戸籍事項に関する証明の請求があったとき。
- (5) 規則で定める公的年金等に係る住民基本台帳に記載した事項に関する証明の請求があったとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

2 (略)

旧 条 例

(免除等)

第6条 手数料は、次の各号の一に該当するときは、申請者からの申出により免除することができる。

- (1) (同左)
- (2) (同左)
- (3) (同左)
- (4) (同左)
- (5) (同左)
- (6) (同左)

2 (略)

新 条 例

別表（第2条）

手数料

事項		金額
(略)		
6	個人番号カードの再交付（カードの追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コードの変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付（7の項においてこれらの理由による再交付を「無料再交付」という。）を除く。）	(略)
7	通知カード（番号法第7条第1項に規定する通知カードをいう。）の再交付（無料再交付を除く。）	(略)
(略)		

附 則

この条例は、平成30年2月1日から施行する。

旧 条 例

別表（第2条）

手数料

事項		金額
(略)		
6	<u>社会保障・税番号制度に基づく個人番号カード</u> の再交付（カードの追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コードの変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付（7の項においてこれらの理由による再交付を「無料再交付」という。）を除く。）	(略)
7	<u>社会保障・税番号制度に基づく通知カード</u> の再交付（無料再交付を除く。）	(略)
(略)		